

独立行政法人労働者健康安全機構
平成 28 年度業績評価委員会報告書

平成 29 年 3 月 28 日

独立行政法人労働者健康安全機構
業績評価委員会

独立行政法人労働者健康安全機構

業績評価委員

明石 祐二 (社団法人日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹)

大前 和幸 (慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授)

岡本 浩志 (J F E スチール株式会社安全衛生部長)

郡司 典好 (全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長)

角田 透 (杏林大学名誉教授)

◎ 原 正道 (横浜市立大学名誉教授・横浜市医療局参与)

松岡 宏治 (航空連合会長)

松田 晋哉 (産業医科大学医学部公衆衛生学教授)

◎ : 委員長

(50音順 敬称略)

はじめに

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「旧労福機構」という。）の平成27年度における業務実績並びに独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「旧安衛研」という。）の平成27年度及び第二期中期目標期間における業務実績並びに独立行政法人労働者健康安全機構（以下「健安機構」という。）の平成28年度における主な課題に係る対応状況に対する評価及び平成29年度の運営に向けた意見を求めるため、平成28年6月22日及び同年12月5日に業績評価委員会（以下「当委員会」という。）を開催した。

本報告書は、当委員会において旧労福機構及び旧安衛研並びに健安機構の業務に関する評価又は必要な提言を取りまとめたものであり、本報告書を基に健安機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

なお、当委員会においては、以下のとおり今回評価の対象とした業務についておおむねよく成果を挙げていると認識している。

1 平成27年度業務実績（旧労福機構）

（1）国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

旧安衛研の業務との一体的実施については、出自や研究の実施体制が異なる法人の統合であるため、厚生労働省の所管部署、法人間における相互理解、現状の共有に多大な労力を要する状況の中、統合に当たり、ワーキンググループ36回、研究者間の打合せ10回、メールでの頻回な打合せを行うなど精力的に検討を重ね、平成28年度からは過労死等関連疾患、石綿関連疾患、精神障害、せき損等、産業中毒等の5分野について統合効果が最も期待できる重点研究として取り組んでいるほか、労災病院と安衛研で行う研究が機動的かつ能動的に実施できるよう研究全体の総合的な企画、実施の調整等を行う部門として「研究試験企画調整部」を設置し、また、研究の基盤や背景が異なる基礎研究者と臨床研究者との間で意見交換、意思疎通による交流を図りながら研究を進めていくため協議会を設置することとしている。加えて、労災病院で長年蓄積して貴重な財産となっている病職歴データベースを基礎・応用研究にも有効活用するため新規項目の追加等を行い、平成28年4月から情報収集を始めている。

今後に向けては、研究所と臨床現場の異なる機能を持った組織が統合して相乗効果を発揮することはハードルの高い取組になるが、意見交換の機会を設け将来的に成果を出せるようにしていただきたい。

すべての業務に共通して取り組むべき事項として、バランス・スコアカードを用いて内部業績評価を実施しており、また、内部業績評価委員会を年2回開催し、外部有識者の意見を業務運営に反映させるとともに、改善状況についてホームページに公表している。

労災疾病等に係る研究開発の推進等については、研究代表者会議において、本部研究コーディネーターを講師として、研究代表者に対して研究を遂行する上で有用な情

報を提供、留意点等を説明し、本部特任研究ディレクター及び本部研究ディレクターを交えて問題点の検討を行っている。業績評価委員会医学研究評価部会においては、研究テーマごとに研究計画の達成度、妥当性について外部委員等による中間評価を行い、一部の研究については研究計画を変更の上、研究を進めている。また、研究テーマごとに積極的に研究者会議を開催し、進捗状況、解析方法の検討及び症例収集に努めている。研究部門の充実として、本部研究コーディネーターである疫学・統計・公衆衛生などの専門家6名が研究協力者として各研究テーマの分析、解析に参画している。病職歴データベースの整備・活用として、調査項目を一部見直して平成28年度から運用を開始している。その病職歴データベースを活用して論文発表7件、行政への報告1件の成果を得ている。研究成果の普及については、労災疾病等医学研究に係る普及サイトに計画を上回る603,104件（年度計画等で設定された当該年度の目標値に対する達成度（以下「達成度」という。）502.6%）のアクセスがあり、また、学会発表は国内111件、国外17件、論文発表は和文29件、英文24件、講演会は109件、メディア等への掲載8件など、普及を促進している。さらに、産業医向けじん肺研修におけるじん肺の労災補償に関する講義動画を普及サイトに掲載して情報発信している。

勤労者医療の中核的役割の推進において、一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等については、急性期医療への対応として特定集中治療室（ICU）等の拡充、MRI、リニアック等の高度医療機器の自己資金による計画的な更新などにより病院機能の向上に取り組んでいるほか、各労災病院において臨床評価指標を用いた改善活動に取り組んでいる。社会復帰の促進については、患者等が抱える問題の解決に向け、メディカルソーシャルワーカーが149,707件の相談に対応している。大規模労働災害等への対応における危機管理対策の取組については、自治体、医師会等と協同して合同研修や訓練等を33回実施している。災害拠点病院1病院、DMAT（災害時派遣医療チーム）2病院が新たに指定され、災害拠点病院13病院、DMAT医療指定機関12病院となっている。行政機関等への貢献として、労災病院の医師等が国が設置した54の審議会等へ参画するとともに、中央じん肺審査医・地方じん肺審査医等を受嘱しているほか、労災診療費レセプト審査事務の質の確保を目的とした都道府県労働局職員向けのブロック研修に医師6名を講師として派遣している。意見書作成に係る対応として、複数の診療科にわたる事案に係る管理の徹底により、処理日数は平成16年度実績から2.8日短縮して17.9日となっている。アスベスト関連疾患への対応として、環境省委託事業「石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務」等を受託して調査を実施し、また、日中二国間プロジェクトである「中国職業衛生能力強化5か年プロジェクト」においては専門家を中国に派遣したほか、アスベスト疾患センター等の取組として、健診や相談に対応している。

臨床評価指標に関して、労災病院のホームページで公表していることは非常にすばらしく、大切なことではあるが、患者の立場に立つと各労災病院と近隣の病院との比較についても、表現の仕方はあるが検討いただきたい。

円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進については、両立支援において重要な役割を担う復職コーディネーターの育成を目的とした研修のカリキュラムを見直し、特に脳卒中リハ分野においては、復職コーディネーターに求められる能力や役割等をまとめたハンドブックを新たに作成している。平成28年3月に開催した治療と就労の両立支援推進会議において、疾病4分野（がん、糖尿病、脳卒中リハ、メンタルヘルス）の各委員が医療機関向けマニュアル骨子案を提示して、勤労者の治療と就労の両立を図るための支援のあり方についても検討している。また、日本職業・災害医学会学術大会、勤労者医療フォーラムにおいて治療と就労の両立支援の取組状況の報告を行い、産業医や一般市民等に向け情報発信している。こうした取組の結果、復職コーディネーター研修受講者のアンケートにおいては92.9%、両立支援対象者のうち支援が終了した者のアンケートにおいては94.7%（達成度118.4%）から有用であるとの評価を得ている。医療リハビリテーションセンターの運営については、社会復帰率92.9%（達成度116.1%）、患者満足度では入院100.0%（達成度111.1%）、外来84.8%（達成度106.0%）、入外平均87.9%（達成度103.4%）となっている。医用工学研究の取組では、頸髄損傷者を対象としたあご操作マウスによる在宅就労支援、せき髄損傷者を対象とした三次元CGによる住宅改造支援を実施している。また、総合せき損センターの運営については、社会復帰率80.4%（達成度100.5%）、患者満足度では入院93.4%（達成度103.8%）、外来88.3%（達成度110.4%）、入外平均89.7%（達成度105.5%）となっている。医用工学研究の取組では、頸髄損傷者向けスマートフォン操作補助装置を平成28年度での市販化に向けて製品評価に着手している。

地域の中核的医療機関としての役割の推進については、地域で目指すべき役割の明確化として、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を考慮した上で、最適な病床機能区分を検討し、一般病棟7対1を1施設、地域包括ケア病棟を3施設、障害者病棟を1施設新たに導入している。地域の医療機関等との連携強化として、連携医療機関からの意見・要望を踏まえて業務改善に取り組んだ結果、定量的指標に係る各項目で目標値を確保、達成しており、中でも逆紹介率は58.4%（達成度146.0%）、救急搬送患者数は82,369人（対前年度2,361人の増）となっている。患者サービスの向上、チーム医療の推進として、電子カルテの導入を進め、導入率84.4%（32施設中27施設、対前年度3施設の増）となり、「日本再興戦略」改訂2015において掲げられた、2020年度までに400床以上の病院で導入率90%とする目標は平成26年度で既に達成している。患者の意向の尊重と医療安全の充実として、患者満足度については、平成26年度の年度計画未達成を受け、同年度内から患者サービス委員会で、改善計画を策定し、対策を講じたことにより入院91.8%（達成度102.0%）、外来80.2%（達成度114.6%）、入外平均84.2%（達成度105.3%）と目標を達成している。外部評価機関による病院機能評価については、更新時期を迎えた施設において再受審・更新を行い、労災病院における認定施設29施設（認定率90.6%）となっている。医療の標準化の推進については、クリニカルパスの作成・見直しを実施している。医療安全の充実については、労災病院共通の医療安全チェックシートを用いて年2回自己チェックを実施しているほか、

病院を11グループに分けて医療安全相互チェックを実施している。治験の推進については、病院の体制強化だけでなく、初級者臨床研究コーディネーター養成研修の受講を勧めたことにより治験件数3,987件（達成度182.9%）となっている。病院ごとの目標管理の実施については、本部と各労災病院の協議により目標値を設定し、病院ごとの実績の評価、検証を実施し、多くの施設において紹介率、逆紹介率、救急搬送数が増加している。

産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進において、県庁所在地以外の都市、土日夜間の開催など利便性に配慮するとともに、時宜に応じた社会的に関心の高いテーマを設定するなどの取組により、地域の産業医等の産業保健関係者の研修については9,383回（達成度127.8%）、自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等については768回（達成度202.1%）実施している。小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実において、平成26年度から実施している医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援については、平成26年度の実績が低調だったことを踏まえ、平成27年度から、新たに作業環境測定や作業管理等に精通した衛生工学衛生管理者等を労働衛生工学専門員に委嘱するとともに、小規模事業場に対する広報・周知に努めたほか、健康相談等で事業場を訪問した際に職場巡視を実施するなどの取組により26,749件（達成度104.5%）実施している。産業保健総合支援センターにおける専門的相談については、産業保健各分野の専門家を確保するとともに、専用窓口（ストレスチェック制度サポートダイヤル）を設置したほか、都道府県労働局が開催するセミナー等を活用して周知・利用勧奨するなどの取組により36,907件（達成度78.5%）、地域窓口における専門的相談の実績については56,283件（達成度190.1%）となっている。産業保健に関する情報の提供その他の支援については、ホームページアクセス件数2,206,563件（達成度103.5%）となっている。研修内容・方法又は相談対応等の評価については、研修受講者の92.3%（達成度115.4%）、相談利用者の93.7%（達成度117.1%）から有益であった旨の高い評価を受け、事業場における産業保健活動への効果の把握（アウトカム調査）についても、有効回答のうち87.6%（達成度125.1%）から事業場として何らかの具体的改善がみられたとの回答を得ている。

優秀な人材の確保・育成については、臨床研修医の確保として、全国6都市のレジナビへの参加、医学生の実習の受入れにより労災病院全体で初期臨床研修医120名の採用につなげている。優秀な医師の育成等として、6月と1月に臨床研修指導医講習会を開催して65名が参加し、アンケートによる受講者の理解度は96.9%となっている。また、11月に初期臨床研修医に対する集合研修を開催して76名が受講している。働きやすい環境づくりとして、院内保育所21施設を設置しており、平成28年度中に1施設増える予定となっている。また、育児のための医師短時間勤務制度の積極的活用を指導しているほか、医師の負担軽減のため医師事務作業補助者を配置している。職員の資質向上として、勤労者医療の理解を深めるため研修プログラムの検証・

見直しを実施し、各職種に対する29の専門研修を受講した1,379名からの有益度は88.0%（達成度110.0%）となっている。医師確保支援制度の運用として、都市部から地方労災病院へ39名の派遣を行っている。看護師の確保・育成については、労災看護専門学校における独自の取組として、勤労者医療の実践の場である労災病院での勤務を見据え、勤労者医療に関するカリキュラムを盛り込んでいる。労災看護学生の看護師国家試験合格率としては、98.9%と高い合格率を確保している。また、看護の質の向上として、専門看護師14名、認定看護師297名の有資格者を確保している。

看護師国家試験における合格率を恒常的に高い水準で挙げていることは、高く評価できる。

なお、現在、実施が延期されている新たな専門医制度が実際に実施されたときに備えておく必要がある。

未払賃金の立替払業務の着実な実施については、立替払の迅速化として、職員研修及び疑義事例検討会を計9回開催し、担当職員の審査事務処理の能力向上に努め、原則、週1回の立替払を堅持するとともに、当制度の運営に協力が欠かせない司法関係者に対する制度周知の一環として、全国10か所の弁護士会で弁護士を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会を実施するなどの取組により、請求書の受付日から支払日までの期間は15.8日（達成度136.8%）となっている。また、立替払の求償として、適切な債権の保全管理や最大限の回収を図るため、立替払の対象となった全ての事業主等に対して求償通知を行うほか、清算型、再建型に応じた取組により、累積回収率も年々上昇している。

納骨堂の運営業務については、労働災害（業務災害及び通勤災害）による殉職者の御霊を合祀するため、高尾みころも霊堂を設置、運営している。毎年秋に遺族等を招き、産業殉職者合祀慰霊式を開催している。平成27年度には天皇皇后両陛下が行幸啓されている。日々の参拝者からの要望等について満足度調査に基づき検討・対応を行うほか、各種の相談にも対応することで、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して実施した満足度調査では95.0%（達成度105.6%）から慰霊の場にふさわしいとの高い評価を得ている。

（2）業務運営の効率化に関する事項について

一般管理費・事業費等の効率化については、中期目標において、平成26年度を起点として中期目標期間の最終年度（平成30年度）において、一般管理費12%、事業費4%の節減が示されていることから、人件費、燃料費、光熱水費等の節減に努めた結果、特殊要因である法人統合準備に係る経費を除き、平成26年度に比して一般管理費を3.1%（達成度100.3%）、事業費を2.0%（達成度200.0%）節減している。医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営については、医療リハビリテーションセンターにおいて常勤医師の退職等により入外患者数、収入が減少したことから、平成27年度の医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費

交付金割合は2.2%と中期目標で設定された平成20年度の割合（0.6%）を超過している。運営費交付金割合の維持に向け最優先課題である医師確保について、吉備中央町長とともに大学医局等への積極的な働きかけの結果、平成28年度から常勤医師1名を確保できている。また、医療水準の維持や老朽化した機器の更新を考慮しつつ、収入確保はもとより、支出削減を図り、運営費交付金割合の維持に努めていくこととしている。

（3）財務内容の改善に関する事項について

経営改善に向けた取組等として、民間経営のノウハウを取り入れる観点から、経営監を経団連から招聘して経営改善推進会議を月2回開催している。本部において、経営改善策の検討・実施として、病院に対する個別指導、病床機能分化への対応策の検討、診療報酬改定への早期対応のためのシミュレーション等を実施し、支出削減として、国立病院機構等との共同購入・共同入札、期末勤勉手当の抑制などの取組を実施している。本部と病院共同の取組として、コンサルタントの導入、医療材料ベンチマークシステムを活用した価格交渉、後発医薬品の採用拡大などの取組を実施している。繰越欠損金の解消に向けた取組としては、平成27年5月以降、厚生年金基金の新制度移行について、労使間で数次にわたり協議を重ねた結果、9月に労使で合意し、平成28年2月の厚生年金基金代議員会の議決を経て、将来分返上の認可申請を関東信越厚生局に提出して平成28年4月1日に認可を受けるなど、平成29年4月の新制度への移行に向けた手続を着実に進めた結果、繰越欠損金は解消見込みとなっている。経常損益は、平成26年度に比して7億円悪化して△73億円、臨時損益を加えた当期損益は、平成26年度に比して2億円改善したものの△78億円となっている。損益悪化の要因として、収益面においては、上位施設基準の取得、高度な手術の件数増加等により診療単価は増加しているが、平均在院日数の短縮、医師の退職等により患者数が減少している。費用面においては、抗がん剤等の高額薬品の増加による医療材料費や国債金利低下の影響等により退職給付費用が増加している。外的要因である退職給付費用25億円の増加を除けば、経常損益は平成26年度に比して18億円の改善となっている。繰越欠損金は、世界的な金融危機の影響による年金資産の減少、退職給付費用の増加等の影響により579億円となっている。

財務内容については、経営改善に向けた取組が行われているものの、経常損益が赤字となった病院が増えていることから、今後は、財務内容の改善に向けた短・中・長期的な計画等も明確にしつつ、取組を進めていくことを期待する。

（4）その他業務運営に関する重要事項について

内部統制の確立（法令の遵守）については、平成26年度に障害者雇用状況の虚偽報告に関する再発防止策を講じており、平成27年度においても法令に基づく重要な報告等は理事長による決裁事項とするとともに、各種施設報告に基づき集計、提出する報告は施設へのフィードバックを確実に実施しているほか、監事・内部監査体制の強化、公益通報制度における書面報告制度の導入・通報者処分減免の周知、外部通報制度に

関する周知を図り、また、職員の法令遵守意識の強化を図るべく、各種会議等でコンプライアンスに係る留意事項等の徹底を図るなどしている。障害者雇用に係る体制等の整備については、本部において理事長直轄の障害者雇用専門職・専門員を配置し、本部及び各施設における障害者雇用状況を毎月把握し、理事会において情報共有を図るとともに、必要な指導・助言等を実施するとともに、障害者雇用の促進等に努め、平成28年3月現在の障害者雇用率は2.95%と法定雇用率を大きく上回る状況を継続している。また、障害者雇用改革プロジェクトチームにより、各施設での職場実態を踏まえた障害者雇用に係る対応を円滑に進めるための障害者雇用サポートマニュアルのほか、雇用する側・される側双方が満足できる障害者雇用を目指し、施設で実際に行う研修に係るシナリオ等をまとめた障害者雇用研修ガイドブックを平成28年3月に最終報告書として取りまとめている。適切な情報セキュリティ対策の推進については、組織的対策として体制や手順書を整備し、人的対策として情報セキュリティポリシーの周知徹底や教育訓練を実施し、技術的対策としてファイアウォール機能・システム監視機能強化のための統合脅威管理機器を全施設へ導入するほか、本部における業務系ネットワークを情報系ネットワークから論理的に分離して個人情報の漏えい防止対策を強化したほか、機微な個人情報を取り扱う施設においては、従来から電子カルテシステム等の業務系ネットワークを情報系ネットワークから物理的に分離するなどの取組を行っている。システムの運用に係る指導として、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを遵守した情報セキュリティ指導を7施設に実施している。適切な情報セキュリティ対策に係る取組により、情報セキュリティインシデントは未発生となっている。

2 平成27年度及び第二期中期目標期間業務実績（旧安衛研）

（1）国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映については、労働災害又は職業性疾病の発生を端緒とする調査研究、労働現場における調査を伴う研究により、現場のニーズを把握し、業務に反映している。大阪の印刷事業所で発生した胆管がんを端緒としたがんの発生機序の解明のための研究においては、代謝過程で生成された物質が発がん作用につながる可能性が示唆されている。労働現場における調査を伴う研究においては、研究者が建設現場や技能実習生に対する教育現場に赴き、ヒアリングや実証実験しながら研究を行っている。小売業の転倒災害の防止についても、実際に鮮魚加工場に赴き、滑りやすさを測定して耐滑性基準の検証を行っている。

労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施については、過労死等防止対策推進法の施行に伴い、平成26年11月に過労死等調査研究センターを設置し、平成27年度から過労死等の実態解明と防止対策に関する研究を本格的に開始している。研究体制としては、センター長、センター長代理のほかに特定有期研究員14名、他の研究グループ所属の併任研究員5名と過去最大の体制で取り組んで

いる。プロジェクト研究については、研究の方向及び明確な到達目標を定めて重点的に研究資金・研究員を投入して取り組んでおり、中期目標期間においては東日本大震災への対応として、原発復旧作業における熱中症対策、がれき処理や補修工事における災害対策の検討、除染作業における内部被ばく線量管理のための対策の検討等を行っている。基盤的研究については、長期的な視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究を行っており、事業所からの相談により研究を開始してプロジェクト研究に発展した、粉体輸送設備で発生する静電気による災害を防止するための研究などに取り組んでいる。行政要請研究については、当初計画にはないものの行政からの要請があれば迅速に対応しており、人と協働作業を行う産業用ロボットの安全対策に関する調査研究、足場に関する労働安全衛生規則の改正につながるような調査研究にも取り組んでいる。

研究評価の実施及び評価結果の公表については、内部評価を適正に実施しており、平成27年度においては、81課題中17課題について評価結果を踏まえて研究計画の変更を行っている。また、内部評価結果については、人事管理、表彰に反映させている。さらに、外部評価については、評価結果をホームページで公表している。

労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献については、平成27年度においては電気機械器具防爆構造に関する技術基準についての通達、足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱、斜面崩壊による労災防止対策に関するガイドライン等20件（達成度200.0%）に調査研究成果が反映されており、中期目標期間においてはストレスチェック制度の創設、労働安全衛生規則の改正等73件（達成度146.0%）に調査研究成果が反映されている。また、ISO、JIS等の国内外の基準制定等に関しては、平成27年度において16名の職員が84件の検討会等に参画し、人と協働作業を行う産業用ロボットの基準等の作成に貢献している。

学会発表等の促進において、論文発表（研究員一人あたり）について、平成27年度は3.8報（達成度190.0%）、中期目標期間は20.7報（達成度207.0%）となっており、講演・口頭発表（研究員一人あたり）について、平成27年度は4.1回（達成度102.5%）、中期目標期間は21.6回（達成度108.0%）となっている。また、各学会から優秀論文賞等を受賞しており、質も担保されている。

インターネット等による調査及び研究成果情報の発信において、ホームページアクセス件数については、平成27年度は138万件（達成度212.0%）、中期目標期間は725万件（達成度223.0%）となっている。メールマガジンについては、平成23年度の1,097件から毎年増加し、平成27年度は2,123件となっており、情報発信を進めている。

講演会等の開催については、中期計画に従って実施しており、また、平成25年度からは厚生労働省の子ども見学デーにも協力している。

知的財産の活用促進については、平成27年度は新規に1件の特許を出願しており、少しずつ登録特許件数を増やしている。

労働災害の原因の調査等の実施については、厚生労働省からの要請等により災害調査を実施し、原因の究明、その後の対策に結び付けている。平成27年度においては、福井県の事業所における膀胱がん事案がマスコミに大きく採り上げられ、中期目標期間においては、岡山県のシールドトンネル建設工事中に発生した水没災害の調査結果を踏まえた対策が、今後、厚生労働省から新聞発表される予定となっている。また、大阪府の印刷工場における胆管がん事案もマスコミに非常に大きく採り上げられている。

労働安全衛生分野の研究の振興については、発行している学術誌のインパクトファクターは直近（平成26年度実績）で1.117となっている。

労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献について、平成27年度は連携大学院協定を締結している8大学のうち、6大学において14名の研究員が客員教授等として任命され、教育研究活動を支援している。また、連携大学院協定に基づき大学院生の論文執筆のための研究指導を行っているほか、連携大学院協定のない東京大学大学院、青山学院大学大学院等22の大学院等においても35名の研究員が非常勤講師として支援を行っている。若手研究者の受入れについても、国内外の大学・研究機関等から46名を受け入れている。

研究協力の促進について、平成27年度はオークランド大学地震工学研究所、中国安全生産科学研究院、マレーシア労働安全衛生研究所と新たに研究協力協定を締結している。国内外の大学、企業等との共同研究の比率については32%（達成度213.0%）、研究員等の派遣・受入れについては派遣31名、受入れ56名の合計87名（達成度435.0%）と目標を大きく上回っている。

（2）業務運営の効率化に関する措置について

効率的な業務運営体制の確立については、理事長のリーダーシップの下、幹部会、役員会議、部長等会議などの業務執行体制により、適正かつ的確な業務運営を行っており、効率的に業務を遂行するため、研究企画調整部において調査研究業務を一元管理している。資質の高い人材の登用については、研究開発力強化法に基づき、平成23年1月1日付けで策定した人材活用等に関する方針をホームページに公表し、当該方針に基づく取組を推進している。研究員の採用については、3年間の任期付き研究員として採用し、3年間の研究成果等を評価した上で、平成27年度は3名を任期を付さない研究員として採用している。また、過労死等防止対策推進法の制定を踏まえ、平成26年11月1日に設置した過労死等調査研究センターについては、センター長を平成

27年4月1日に採用している。業務・システムの効率化については、清瀬・登戸地区に分かれているため、有機的な連携を図る観点から、グループウェアの充実を図り、スケジュールや施設管理等を集約し、また、各研究グループにおいて相互理解できるようテレビ会議システムによるグループ長会議を毎週実施している。内部進行管理の充実については、効率的な研究業務の推進として、研究企画調整部において研究の進捗管理をしているほか、内部・外部評価会議において客観的な評価を実施している。研究員の業績評価については、内部評価においては研究業績だけでなく、対外貢献、所内貢献等も加味して様々な観点から所属部長、研究領域長、役員会により多面的かつ客観的に評価し、総合業績優秀研究員3名、若手研究員2名、研究業績優秀研究員3名を表彰して研究員のモチベーション維持向上を図っている。業務運営の効率化に伴う経費節減については、中期目標において平成22年度を起点として中期目標期間中に一般管理費15%、事業費5%の削減目標が立てられていることから、5年で割り振り各年度予算額を減じて執行しているが、目標を達成している。役職員の人件費については、毎年度1%以上の削減が目標とされており、予算額を1%削減して執行しているが、目標を達成している。また、一般競争入札の徹底により経費を節減するとともに、透明性・競争性の確保を目標としており、平成27年度の随意契約においては、競争性がない公共料金の2件にまで減らしている。また、省エネルギー対策の推進については、省資源・省エネの徹底を働きかける等の削減に努めた結果、平成27年度の電気・ガスの使用量は平成26年度を若干上回っているものの、光熱水費全体としては削減されている。

(3) 財務内容の改善に関する事項について

運営費交付金以外の収入の拡大については、研究資金の3分の1以上を外部研究資金により獲得することが目標とされていることから、競争的研究資金、受託研究の獲得に努めているものの、平成27年度においては23.0%、中期目標期間においては19.1%に留まっている。全体予算・決算については、平成27年度において緊急性の高い修繕工事、故障した研究設備の代替機購入などの必要不可欠な支出により、予算額を超過した執行となっているが、その財源については、第二期中期目標期間内の運営費交付金債務を充てたことにより、中期目標期間においては予算額内での執行となっている。

(4) その他業務運営に関する重要事項について

人事に関する事項において、新規研究員の採用については、平成27年度に3分野で任期付研究員を募集し、10名の応募のうち3名を採用、中期目標期間においては任期を付さない研究員17名を採用している。研究員の海外派遣制度の活用については、研究員を提携する海外の研究機関等に派遣して研究員の資質向上を図る在外研究員派遣規程に基づき、平成27年度においては2名の若手研究員をアメリカ及びカナダの研究機関に1年間の予定で派遣している。人員の指標については、平成27年度末の常勤職員数が101名で目標上限の104名を下回っており、人件費の総額は9億1,618万円で当年度中の見込みに比して1,923万円を節減、中期目標期間における人件費の総額の単年度

平均は前中期目標期間の単年度に比して1億2,704万円の節減となっている。施設及び設備に関する事項については、平成27年度は計画どおり、恒温恒湿実験室、被験者実験室、病理実験室及び照明の改修を実施している。公正で適切な業務運営に向けた取組として、情報の管理については、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程に基づき所要の措置をとっており、情報漏洩防止のため、所内システムを日常業務で使用する業務系と、外部とインターネットでつなげている情報系に物理的に分離し、適正を図っている。研究倫理については、研究倫理審査委員会において平成27年度は45件（うち1件が変更勧告）、中期目標期間は156件（うち17件が変更勧告）の研究計画について厳正な審査を実施し、動物実験審査委員会において平成27年度は4件（ほか3件の計画変更）、中期目標期間は23件（ほか8件の計画変更）の新規動物実験研究計画について厳正な審査を実施している。また、科学研究費補助金取扱規程に基づき内部監査を実施して不正防止対策を推進したほか、利益相反審査・管理委員会規程に基づき受託研究及び共同研究についての内部審査を行っている。遵守事項の把握については、法令遵守等を担当する業務責任者を配置し、モニタリングを実施した上で、情報セキュリティレベルのさらなる向上を目指し、研修等のあらゆる機会を通して周知を図っている。

3 平成28年度上半期業務実績（健安機構）

（1）国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

統合による相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進については、健安機構のミッションとして、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限発揮できる研究の実施が求められており、過労死等関連疾患、石綿関連疾患、精神障害、せき損等、産業中毒等の5分野について研究を進めている。過労死等関連疾患分野においては、職場ストレス・精神的ストレスを包括的に検討した上で、過労死事案とサバイバーとを比較検証する観点から項目内容を精査したアンケート調査により過労死等の危険因子（労働要因、生活要因、健康状態等）を把握するとともに、労災病院において酸化ストレスマーカー（Lox-Index）との関連や抑うつとともに変動する脳由来神経栄養因子と労働者の心血管障害との関連を検証することとしており、安衛研において対象者向けアンケートを作成し、複数の労災病院においてサバイバーの症例収集を行っている。石綿関連疾患分野においては、石綿繊維の迅速な計測法の妥当性の検証や肺内石綿小体数5,000本/g未満の肺がん症例における肺内石綿繊維を測定し、どのような職種、どの程度の従事期間であれば、判断基準である石綿繊維5 μ m超200万本以上又は1 μ m超500万本以上に該当するかについての研究を実施し、労災認定の診断の迅速化を図ることとしており、安衛研において労災病院が石綿繊維計測を行った試料を利用し、石綿繊維計測に係る新たなスクリーニング法の検討・検証を行い、労災病院において原発性肺がん症例で手術施行した症例のうち、石綿小体5,000本未満の症例を対象に石綿繊維の計測を実施している。精神障害分野においては、

不眠とうつ病との関係性を評価する指標と健常者レベル及び疾病性レベルの抑うつ重症度との関連を分析し、メンタルヘルス対策として広く現場で活用できるツールの開発を図ることとしており、安衛研において労災病院の人間ドック受診者データ約1,800件の提供を受けて分析するほか、今後は精神科受診者のデータを収集し、両データを併せた解析を予定している。せき損等分野においては、せき損等の職業性外傷に至った根本原因の分析や臨床現場で新たな支援機器の効果を検証することで予防策と社会復帰を含めた生活支援策の提示を図ることとしており、安衛研においてせき損に至った者の労働災害データを活用し、せき髄損傷の原因について総合的な分析を実施している。産業中毒等分野においては、高い熱伝導率、軽量性、鉄の数倍の強度があり、精密機器、航空機の構造部材等で使用されている、吸霧や粉塵により気道ばく露するベリリウムの取扱作業者を対象に、ベリリウムばく露及び感作状況など生物学的モニタリング指標を用いた調査やベリリウムの感作状態を確認するベリリウムリンパ球幼若化試験の改良により、適切な健康管理手法の確立を図ることとしており、研究協力機関及び取扱作業員へ研究内容を説明し、順次、血球分析によるベリリウム感作の有無や胸部CTによる肺病変を確認する予定としている。さらに、下半期においては、本中期目標期間である平成30年度までの工程表を作成するための協議会を開催して進捗管理を行い、本年度中に工程表をホームページで公表することとしている。

労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施については、労働現場のニーズの把握として、東京・大阪の2か所で開催した安全衛生技術講演会、業界・事業者団体が開催する講演会、シンポジウム及び研究会へ参加するなど、あらゆる機会を利用してニーズを把握している。プロジェクト研究として、産業社会の変化により生ずる労働安全衛生の課題や産業現場における危険・有害性等に関する研究を行っている。研究の方向性と明確な到達目標を定めて重点的に研究資金と研究要員を投入し、平成28年度からは6課題を新規に開始して継続の4課題と合わせて10課題を進めている。基盤的研究として、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、長期的な観点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するために、41課題を進めている。行政要請研究として、厚生労働省からの要請により、ロープ高所作業の安全対策に関する研究など12課題を進めている。プロジェクト研究、基盤的研究、行政要請研究については、内部評価委員会において審議し、研究目的・研究計画書等の内容を精査している。また、プロジェクト研究については、労働安全衛生研究評価部会において外部有識者が審議し、研究の適切な実施に努めている。過労死等調査研究センターについては、平成27年度に引き続き労災疾病臨床研究費補助金を受けて、過労死等事案の解析、疫学研究、実験研究を進めており、平成27年度の研究成果については、平成28年10月に厚生労働省が公表した過労死等防止対策白書にも活用されている。

労災疾病等に係る研究開発の推進については、アスベストテーマにおいて、これまでの研究成果を踏まえアスベスト関連疾患日常診療ガイドを大幅に改訂して8月に発

行し、鑑別の難しい良性石綿胸水やびまん性胸膜肥厚の診断に役立てるようにしている。行政機関への貢献については、国が設置する委員会等への参画として、国が設置した審議会、委員会及び検討会に労災病院の医師等が積極的に参画しているほか、厚生労働省からの要請により労災医療担当者ブロック研修に労災病院から医師6名を講師として派遣している。厚生労働省委託事業の石綿確定診断等事業については、毎月、専門家約40名が集まり、依頼された症例について石綿による疾患かどうかを判断しており、依頼受付108件、確定診断実施90件となっている。労災病院においては、アスベスト疾患センターを設置し、健診・相談や診断に貢献している。

データベースの構築等において、研究部門の充実については、平成27年度に引き続き本部コーディネーターである疫学・統計・公衆衛生の専門家6名が研究協力者として各研究テーマの分析、解析に参画しており、また、平成27年度の業績評価委員会医学研究評価部会において委員から指摘された睡眠時無呼吸症候群のテーマについては、対象症例の選定等を見直すに当たり、本部研究コーディネーターの意見等を反映させている。病職歴データベースの整備・活用等については、病職歴調査実施に伴う同意取得方法や調査項目を見直し、平成28年4月から運用を開始したところ、調査率が64.9%から79.4%へ14.5ポイント上昇している。また、病職歴データを活用して英語論文を発表している。症例データ収集のための連携体制の構築については、3領域9テーマの研究協力者として、安衛研の研究者、国立病院の医師、大学病院等の医師など他機関の医師・研究者が参画しているほか、各研究テーマにおいて、学会などを利用して研究者会議を行い、症例データ登録時の確認事項や課題の検討を行っている。

研究評価の厳格な実施と評価結果の公表については、安衛研で実施している研究は科研費等競争的資金による研究、企業等からの受託研究を含め、全て内部研究評価を実施している。内部研究評価の結果については、安衛研における人事評価にも活用し、6月に優秀者の表彰を行っている。また、安衛研研究員が研究代表者である重点研究及びプロジェクト研究については、外部有識者による労働安全衛生研究評価部会において評価を実施している。労働安全衛生研究評価部会は、旧安衛研に設置されていた外部評価委員会を健全機構に設置されている業績評価委員会の部会として規定したものであり、6月に開催した労働安全衛生研究評価部会においては、安衛研が研究代表者である重点研究の4課題について、従来の評価項目に重点研究としての視点を追加して評価を行っている。

労働災害の原因調査の実施については、厚生労働省からの依頼に基づき、兵庫県神戸市で発生した橋梁建設工事における橋桁落下災害など3件の災害に対応している。平成27年度以前に実施した労働災害原因調査については、6月に厚生労働省が報道発表した福井県の化学工場における膀胱がんなど5件の調査結果を取りまとめ厚生労働省に報告している。報告書等は同種災害の再発防止や刑事事件の捜査・公判資料として活用されており、報告した都道府県労働局、労働基準監督署に対して実施したアン

ケートにおいて、報告書を災害の再発防止の指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合は100%（達成度125.0%）となっている。また、労働基準監督署や警察署等からの依頼により刑事訴訟法に基づく鑑定等7件、石綿繊維の有無等労災保険給付に係る鑑別・鑑定等8件を実施している。

化学物質等の有害性調査の実施については、日本バイオアッセイ研究センターにおいて、国が指定した6つの化学物質について計画的に長期吸入試験等を実施し、試験結果はIARC（国際がん研究機関）等へ情報提供しているほか、中期発がん性試験及び形質転換試験を実施している。

成果の積極的な普及・活用において、労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献については、安衛研の職員がISO、JIS等国内外の基準の制定・改定等を行う検討会に委員長等として参画し、研究成果等を提供するとともに、国際会議に日本の技術代表として出席している。基準の制改定等への貢献は、労働安全衛生法関係通達等6件、国際・国内規格等9件の合計15件（達成度150.0%）となっている。現場における労働安全衛生確保等への科学技術的貢献について、調査や研究で得られた科学的知見を活用した手法等の作業現場への導入は4件（達成度133.3%）となっている。学会発表等の促進については、国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等の発表293回（達成度86.2%）、原著論文等の論文発表194報（達成度57.1%）となっている。インターネット等による調査及び研究成果情報の発信については、安衛研が発行する国際学術誌「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文、技術資料等の研究成果の全文をホームページ上に公開し、必要に応じて日本語と英語による要約も併せて公開しているほか、年報の発行、メールマガジンの月1回の配信を行っている。研究業績・成果等のホームページアクセス件数は1,048,740回（達成度46.6%）となっている。講演会等の開催については、安全衛生技術講演会を東京、大阪の2か所（達成度100.0%）で実施し、安衛研の一般公開を清瀬地区及び登戸地区（達成度100.0%）それぞれで実施したほか、労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、勤労者の職場復帰などをテーマに11回の研修を実施している。

ホームページによる情報発信については、どの事業においても非常に大事なところであり、ディスプレイのあり方により更なる閲覧につなげるとの視点から検討する必要がある。

研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進については、労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等として、地域の中核的役割の推進として地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院を維持しており、急性期医療への対応として救命救急入院料、特定集中治療室管理料などの要件を維持しながら救急医療に対応している。また、高度医療機器の計画的整備として、自己資金によるダヴィンチなどの整備を進めている。社会復帰の促進として、患者及び家族が抱える様々な問題

の解決に向けて支援するためのメディカルソーシャルワーカーによる相談件数は80,158件（達成度55.3%）となっている。また、大規模労働災害等への対応として、4月の熊本地震において、熊本労災病院（八代市）では発災直後からトリアージスペースを設置して救急患者を受け入れ、加えて倒壊の恐れがある近隣病院からの入院患者、近隣住民の避難者を受け入れた。本部においては災害対策本部を設置して、複数の労災病院からDMAT（災害時派遣医療チーム）、医療救護班、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、災害支援ナースを被災地に派遣したほか、熊本労災病院へ医薬品等の救援物資を搬送し、また、直ちに医療救護班を派遣できるよう編成した。総合せき損センターでは熊本市内の受傷頸髄損傷患者をヘリ搬送で受け入れ、産業保健総合支援センターでは被災者のための心の相談ダイヤル・健康相談ダイヤルを設置し、電話相談による心のケアに対応した。

研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供において、事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修として、地域の産業医等の産業保健関係者への研修については、平成28年2月に厚生労働省で策定された「事業場における治療と職業生活のガイドライン」の周知等の研修、平成27年12月に施行されたストレスチェック制度の確実な実施を支援するための研修等を4,180回（達成度56.9%）、自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等を384回（達成度101.1%）実施している。小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実として、医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援については13,962件（達成度54.5%）、産業保健総合支援センターにおける専門的相談については産業保健相談員の委嘱、サポートダイヤルの拠点の拡大などの取組により24,272件（達成度51.6%）、地域窓口における専門的相談については小規模事業場における産業保健活動を支援するために対応して29,500件（達成度99.8%）実施している。産業保健に関する情報の提供その他支援として、ホームページアクセス件数については1,257,747件（達成度59.0%）、その他の情報提供については学会発表、「産業医学ジャーナル」への投稿、各種マスコミを通じた取組の紹介などを行っている。研修内容・方法又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握については、研修受講者からの産業保健に関する職務等を行う上で有益であった旨の評価は92.5%（達成度115.6%）、相談利用者からの評価は94.6%（達成度118.3%）となっている。平成28年度当初に厚生労働省の要請を受け、東京電力福島第一原子力発電所で働く方のための健康管理のための相談として、産業医科大学、福島労災病院の協力のもと、「廃炉等作業員に係る健康相談」を実施している。

研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等として、がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルスの4分野について、患者・家族、医療、企業を結びつける役割を担う復職コーディネーターを中心とした両立支援チームによる治療と就労の両立支援に取り組んでいる。復職コーディネーターを育成するため研修会を

開催しており、今後は本研修会に一般受講者の参加も可能とする研修制度を検討している。医療機関向けのマニュアルについては、平成27年度に作成した4分野の骨子案をもとに平成28年度末までの完成を目指している。支援が終了した罹患者に対するアンケートでは、97.6%（達成度122.0%）から有用であった旨の評価を得ている。事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業については、本部に産業保健アドバイザーを配置し、また、労災病院にある治療就労両立支援センター（部）の両立支援チームに両立支援促進員を配置して、産業保健総合支援センターと連携しながら、両立支援に関する個別調整、事業場への個別訪問等により企業の人事労務担当者、がん等の患者（労働者）を支援している。

重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等として、医療リハビリテーションセンターの運営については、四肢・脊椎障害者、中枢神経麻痺患者等に特化し、職場・自宅復帰の促進を図り、診療、リハビリテーション及び退院後のケアまで一貫して実施しており、社会復帰率は89.8%（達成度112.3%）となっている。その他の取組として、敷地内にある高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置している職業リハビリテーションセンターと連携して運営協議会等を開催している。医用工学研究の取組としては、あご操作マウスによる在宅就労支援等を実施している。総合せき損センターの運営については、せき髄損傷者等に特化し、受傷直後の早期治療からリハビリテーション及び退院後のケアまで一貫して実施しており、社会復帰率は80.0%（達成度100.0%）となっている。医用工学研究の取組としては、スイッチスマホコールの平成28年度製品評価が終了して市販化に向けて取り組んでいる。また、10月に東京ビッグサイトで開催されたアジア最大の福祉機器展示会「国際福祉機器展2016」へ両センターが出展している。

リハビリテーションについては、成果を上げるためには連続性が求められるため、土曜及び日曜にも中断なく実施することや、長期連休時の実施体制を整備することも非常に大事なことである。

地域の中核的医療機関としての役割の推進については、地域医療への貢献として、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を考慮した上で、最適な病床機能区分を検討、見直しを行い、地域包括ケア病棟を3施設が導入している。地域の医療機関等との連携強化として、紹介率は72.6%（達成度111.7%）、逆紹介率は59.1%（達成度147.8%）、症例検討会等の開催回数は328回（達成度44.3%）、受託検査は18,189件（達成度52.0%）、救急搬送患者数は41,549人（対前年度同期1,263人の増）となっている。医療情報のICT化の推進として、医療の質、患者サービスの向上、医療の効率化の観点から、電子カルテシステムを更新すべく2病院が契約を締結し、年度内の稼働に向けて取組を進めている。患者の意向の尊重と医療安全の充実として、外部評価機関による病院機能評価については5施設が受審し、年度末までに2施設が受審予定となっており、認定施設は26施設（認定率81.3%）となっている。医療安全の取組については、機構独自の取組として、医療安全チェックシートを用いた自己チェックや病院間の相互チェ

ックを実施しており、その他の取組として医療安全推進週間に全労災病院が参加し、公開講座の開催などの取組を実施している。医療の標準化の推進としては、クリニカルパスの作成・見直しを進めている。治験の推進として、治験ネットワーク推進事務局において、ネットワークに参加している労災病院等の情報をホームページに掲載するなど広報に努めた結果、製薬メーカー等からの依頼10件のうち1件で契約を締結し、その他8件が調査継続中となっている。病院ごとの目標管理として、病院ごとに紹介率等の目標値を設定し、実績の評価、検証を行っている。

大学病院等においては、電子カルテと治験をつなぎ情報の共有化を行い、治験や研究へ応用する取組を行っている。労災病院の中には非常に良い臨床情報システムを作っているところもあり、健安機構としてもそうした取組に留意する必要がある。

国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進について、労働安全衛生分野の研究の振興として、国内外の技術・制度等に関する調査については、6月にデンマークで開催されたSheffield Group（欧州を中心とした労働安全衛生研究機関の連絡会議）に参加し、本グループへの加入が承認されている。最先端研究情報の収集については、カナダのローベルソウベ労働安全衛生研究所との協定に基づき、ガイドライン等の情報共有を行っている。また、労働安全衛生に関する日韓国際ワークショップの開催に協力するとともに、7月5日に開催された同ワークショップで6名が研究発表等を行い、研究情報を収集している。国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布については、国際学術誌「Industrial Health」を3回（5、7、9月）、和文学術誌「労働安全衛生研究」を1回（10月）刊行している。労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献として、在外研究員派遣制度に基づき、2名の研究員を客員研究員として派遣している。研究協力の促進として、WHOの活動計画の一環として推進している2つの研究課題の年次報告書を平成27年度に引き続いて作成する予定としている。

未払賃金の立替払業務の着実な実施については、企業倒産に伴い賃金が未払のまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての重要な役割を有していることから、職員研修及び事例検討会を開催して担当職員の審査事務処理の能力向上の取組により迅速な支払に努めた結果、不備事案を除く請求書の受付から支払日までの期間は17.5日（達成度130.0%）となっている。また、債権の保全管理や確実な回収を図るため事業主等に対して立替払の求償を行っている。情報開示の充実として、立替払額や回収金額を機構及び厚生労働省のホームページにおいて情報公開を実施している。

納骨堂の運營業務については、労働災害による殉職者の御霊を合祀するため高尾みころも霊堂を設置、運営し、毎年秋に遺族及び労使関係者を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催しており、平成28年度は10月12日に開催している。慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対し実施している満足度調査に基づき、日々の参拝者からの要望等につい

て検討会を2回開催し継続的に業務改善を行っていることにより、95.7%（達成度106.3%）から慰霊の場にふさわしいとの評価を得ている。また、新たに遺族給付が決定した産業殉職者遺族等に対してパンフレットを送付しているほか、慰霊式の様子を速やかにホームページに掲載し、事業周知に努めている。

（2）業務運営の効率化に関する事項について

業務運営の効率化による経費節減について、一般管理費の節減への取組として、統合に当たり管理部門を2名削減（達成度100.0%）している。また、調達等合理化計画に基づき一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による業務委託費、保守料、賃借料等の節減に努めたほか、照明器具のLED化などにより日常的な光熱水費の節減に努めている。事業費節減の取組として、一般管理費の節減と同様に取り組んでいる。専門医療センター事業の運営として、運営費交付金の割合は、平成20年度の水準（0.6%）を超えないものとする中期目標を達成するため、収入においては最優先課題である医師確保について、吉備中央町長とともに大学医局等への働きかけを行っている。支出においては老朽化した機器の計画的な更新を考慮しつつ、後発医薬品の更なる採用拡大、医療材料分析システムを活用した価格交渉や業務委託費の見直し等に取り組んでいる。

（3）財務内容の改善に関する事項について

労災病院の経営改善については、本部における取組事例として、経営監を経団連から招聘して経営改善推進会議を月2回開催し、リアルタイムで業務運営の効率化に努めている。経営状況が特に悪化傾向にある病院に対して本部職員による業務指導、病院長等へのヒアリングを実施し、また、年度当初から入院収入が当初計画を大幅に下回っている病院について事務局長へのヒアリングを実施し、早期に改善等の指導をしている。国立病院機構・JCHOと高額医療機器に係る共同入札による削減効果は4億円、労災病院グループでのリース調達物件の共同入札による削減効果は1億円となっているほか、期末勤勉手当の抑制にも取り組んでいる。本部と病院共同の取組事例として、医療材料ベンチマークシステム導入後のフォローアップ、後発医薬品の採用拡大に取り組んでいる。繰越欠損金の解消に向けた取組として、厚生年金基金の新制度への移行に向け、4月に関東信越厚生局から将来分返上の認可を受けるとともに、5月以降も労使間の協議を経て、引き続き新制度の詳細設計を進めていくことで合意し、また、9月の厚生年金基金代議員会において現行基金の解散に関する規約改正を議決するなど、平成29年4月の厚生年金基金の新制度移行に向けた手続を着実に進めている。国立病院機構との連携等として、前述の高額医療機器等の共同購入を実施するとともに、両機構相互の研修会へ職員が参加し情報の共有化やスキルアップの効果が得られている。また、個別病院単位で財務関係書類を作成して病院ごとの財務状態を把握、管理し、ガバナンス機能の向上につなげている。

（4）その他業務運営に関する重要事項について

人事に関する事項として、安衛研における優秀な研究員の確保・育成については、「人材活用等に関する方針」をホームページに掲載し、当該方針に基づく取組を推進している。研究者人材データベースへの登録及び学会誌への公募掲載等により質の高い任期付研究員の採用活動を実施し、研究員を原則3年間の任期付研究員として採用し、3年後にそれまでの研究成果等を評価した上で、任期を付さない研究員として採用している。また、フレックスタイム制、専門型裁量労働制による働きやすい研究環境の整備に努めている。労災病院における医療従事者の確保については、初期臨床研修医に対する集合研修、臨床研修指導医講習会など優秀な医師の確保・育成に取り組んでおり、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）確保の観点から病院見学・病院実習を積極的に受け入れるとともに、「レジナビ」へ参加して病院の特色のPRに努めている。医師等の働きやすい環境の整備として、院内保育体制の充実、育児のための医師短時間勤務制度を導入している。人材交流の推進等として、労災病院間の派遣交流及び転任推進制度を設け、管理職以外の看護師や医療職を中心に人事異動を行っている、国立病院機構との研修の相互活用、専門看護師・認定看護師の育成などにも努めているほか、医師確保支援制度による労災病院間の医師派遣などの取組も行っている。研修プログラムの検証として、研修終了後のアンケート等を基に研修プログラムの検証・見直しを図り、有益度は88.1%（達成度110.1%）となっている。産業医等の育成支援体制の充実については、産業医・産業保健活動の推進として、健安機構と産業医科大学の連携を図るため、産業医学・勤労者医療推進協議会の設置の準備作業を進めている。障害者雇用の着実な実施については、本部に障害者雇用専門職及び専門員を配置し、本部及び各施設の状況を共有するとともに、指導・助言等を行い、9月1日現在の障害者雇用率は法定雇用率を大きく上回る2.9%を維持しており、また、本部に設置したプロジェクトチームからの最終報告を受けて、障害者に係る募集・採用、配置・定着の観点で各施設が実施することをまとめた「障害者雇用サポートマニュアル」、各施設が実際に研修する際のシナリオをまとめた「障害者雇用研修ガイドブック」を作成し、9月に全施設へ配布している。労働安全衛生融資貸付債権の管理については、平成13年度をもって新規貸付を中止し、現在は管理・回収業務を行っているが、正常債権の回収実績は2千万円（達成度69.0%）となっている。内部統制の充実・強化については、内部統制委員会及びコンプライアンス推進委員会を開催している。内部監査室による監査については、平成28年度に本部及び33施設を予定している中、18施設を実施している。外部有識者による業績評価委員会の実施については、業績評価委員会を開催し、有識者からの意見を業務運営に反映させている。公正で適切な業務運営に向けた取組として、情報公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料のみならず必要な情報も積極的に公開している。研究員の研究倫理の遵守等については、安衛研が策定、改正した規程等に基づき研究不正の防止に取り組み、各種規程の策定・改正、研究倫理審査委員会の開催に取り組んでいる。情報セキュリティ対策の推進として、個人情報保護の重要性については、各種会議や管理職を対象とした研修会等を通じて留意事項等を周知、徹底している。情報セキュリティについて、全施設に対して注意喚起を行い、全職員に継続して情報セキュリティポリシーの周知徹底を

図っている。また、所有する診療情報等の個人情報が外部に流出しないよう、基幹システム等はインターネット環境から分離する等の取組を行っている。情報セキュリティに関する指導として、労災病院等に対してガイドライン則った指導を16施設に実施している。情報セキュリティインシデントについては、未発生となっている。

5 今後の運営に向けて

財務内容については、経営改善に向けた取組が行われているものの、経常損益が赤字となった病院が増えていることから、今後は、財務内容の改善に向けた短・中・長期的な計画等も明確にしつつ、取組を進めていくことを期待する。

また、地方の労災病院に限らず医師不足が問題となっているが、現在、実施が延期されている新たな専門医制度が実際に実施されたときに備えておく必要がある。

おわりに

旧労福機構は、平成 26 年 4 月からの 5 年間が第 3 期中期目標期間であるが、平成 28 年 4 月の旧安衛研との統合により、平成 28 年度から平成 30 年度までは、厚生労働大臣より新たな中期目標が示されたところである。これにより健安機構は、労働関連の大変広範な業務を付託されたところであるが、平成 29 年度以降の運営についても、当委員会の評価等を踏まえ、統合効果を最大限に発揮しつつ、働く人々の健康と安全の確保・増進に一層取り組むことを期待する。

平成 28 年度業績評価委員会報告書に
基づく業務の改善について

平成 29 年 3 月 30 日

独立行政法人労働者健康安全機構

平成 29 年 3 月 28 日に独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）業績評価委員会から御提示いただきました平成 28 年度業績評価委員会報告書の中で御提言のありました事項について、次のとおり業務の改善に反映いたします。

1 ホームページによる情報発信について

ホームページによる情報発信については、どの事業においても非常に大事なところであり、ディスプレイのあり方により更なる閲覧につなげるとの視点から検討する必要がある。

労災疾病等医学研究普及サイト（以下「普及サイト」という。）では、現在研究を進めている 3 領域 9 テーマの紹介及びこれまで実施してきた研究成果を掲載しており、研究成果に係る研修会の開催や冊子・テキストの刊行時等に随時情報を更新する等情報発信を進めている。

平成 28 年度は、普及サイトの更なる周知を図るため、以下の取組を行った。

- (1) 産業保健総合支援センターが産業保健関係者に配信しているメールマガジンに、普及サイトの紹介記事を掲載
- (2) 厚生労働省、機構のホームページ（労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）に係る部分）のトップページに普及サイトのバナー広告を掲載
- (3) 普及サイト PR チラシを作成し、労災病院、産業保健総合支援センター、医師会（日本医師会・都道府県医師会）及び都道府県労働局に配付
- (4) 日本産業保健師会等のホームページに労災疾病等医学研究に係る記事及びリンクを掲載

平成 29 年度は、9 テーマのうち 8 テーマについては研究成果の普及活動に取り組むこととしており、普及サイトにおいて研究報告書を掲載するとともに、研究者等関係者だけでなく一般の方にもわかりやすく研究成果を発信できるように工夫する予定である。

また、安衛研の調査研究成果等については、ホームページを随時更新しているほか、安全衛生技術講演会や全国産業安全衛生大会等の場を利用して、安衛研メールマガジンをアピールすること等により、情報発信に努めている。

平成 28 年度は、安衛研内にワーキンググループを立ち上げ、見やすさの向上・コンテンツの充実について検討を進め、イベントの開催告知だけでなく開催報告も早期のタイピングで掲載したほか、各研究グループの動画の公開準備をするなど、取り組んだところである。また、普及サイトのページのリンク先一覧に安衛研を追加し、安衛研ホームページの更なる周知を図った。

平成 29 年度も、引き続き、ワーキンググループでの検討を進め、見やすさの向上・コンテンツの充実に努めていくこととしている。

2 リハビリテーションの対応について

リハビリテーションについては、成果を上げるためには連続性が求められるため、土曜及び日曜にも中断なく実施することや、長期連休時の実施体制を整備することも非常に大事なことである。

リハビリテーションについては、大半の労災病院でゴールデンウィークや年末年始などの長期連休時は休日リハビリテーションを実施しており、また、約半数においては毎週土曜日又は毎週土・日曜日にも実施する体制とし、継続的な治療に努めている。今後も実施体制を強化していく予定である。

3 治験のICT化について

大学病院等においては、電子カルテと治験をつなぎ情報の共有化を行い、治験や研究へ応用する取組を行っている。労災病院の中には非常に良い臨床情報システムを作っているところもあり、健安機構としてもそうした取組に留意する必要がある。

現在は、各労災病院が個別に治験を行っており、電子媒体により治験情報を共有化することは困難であるが、御指摘のような電子化については今後の検討課題としたい。

4 労働安全衛生総合研究所との統合について

研究所と臨床現場の異なる機能を持った組織が統合して相乗効果を発揮することはハードルの高い取組になるが、意見交換の機会を設け将来的に成果を出せるようにしていただきたい。

平成28年度は、重点研究5分野について、安衛研と労災病院の研究者が、研究者会議（テレビ会議を含む。）を開催するなどして、相互理解を深めつつ、研究を進めている。

平成29年度は、より相互理解を深めるために、安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、合同の調査研究発表会を開催する予定である。

5 臨床評価指標について

労災病院のホームページで公表していることは非常にすばらしく、大切なことではあるが、患者の立場に立つと各労災病院と近隣の病院との比較についても、表現の仕方は検討いただきたい。

臨床評価指標については、近隣病院での公表の有無、指標の定義の差違など比較にあたっての課題はあるが、現在、国立病院機構が公表している指標の一部について、比較できるよう見直しを検討している。

6 専門医制度への対応について

現在、実施が延期されている新たな専門医制度が実際に実施されたときに備えて、健安機構としての対応を検討されたい。

新たな専門医制度においては、労災病院が基幹病院となる領域（6領域・延べ17病院）の研修プログラムに加え、その他の領域においても病院の関連大学と連携した研修プログラムを策定している。

現在、当該専門医制度は開始が延期されているところであり、制度の内容は流動的ではあるが、今後も情報収集を行い、適切に対応してまいりたい。

7 財務内容の改善について

財務内容については、経営改善に向けた取組が行われているものの、経常損益が赤字となった病院が増えていることから、今後は、財務内容の改善に向けた短・中・長期的な計画等も明確にしつつ、取組を進めていくことを期待する。

財務内容の改善については、短期的（毎年度）には、病院と本部で収入確保策や支出削減策等について協議を行うことにより、経営基盤の確立に努めてきており、特に経営状況が悪化傾向にある病院に対しては、本部による個別指導や支援も実施している。

このような中、経常損益が経年的に赤字となっている病院については、地域の医療ニーズと提供する医療との間に隔たりが生じていることも考えられることから、中長期的には、国の医療制度や地域医療ニーズ等についても多角的に検討し、必要に応じ、各病院の診療機能や病床の機能・規模等を見直すことについても検討を始めることとしている。

なお、労災病院全体の繰越欠損金については、厚生年金基金の新制度への移行（平成29年4月）に向けた手続を進めた結果、平成28年度において解消見込みとなっている。